

第4回 研究不正再発防止のための改革委員会 議事概要

日時 平成26年4月21日(月) 16時00分 - 18時00分

場所 UDX カンファレンス

出席 岸輝雄委員長、市川家國委員、塩見美喜子委員、竹岡八重子委員、中村征樹委員、間島進吾委員
理化学研究所 坪井裕理事、山崎泰規上席研究員、加藤礼三理研科学者会議議長、温井勝敏研究不正再発防止改革推進室長 他

議事概要

(1) 理研科学者会議の取り組みについて

加藤理研科学者会議議長より以下の事項についての説明があった。

- 理研科学者会議や研究員会議などの理研内の研究者の活動について
- 理研科学者会議と研究員会議共催で実施した所内説明会について
- 所内アンケートについて
- 理研の行動規範について

これに関して、以下のような意見交換が行われた。

- アンケートの実施にあたっては、社会科学者の視点も入れて議論すべきだったのではないかと。
- 研究不正の防止にあたっては、オープンな雰囲気で行い、研究者間で十分にコミュニケーションをとることが最も重要であるとする。
- 社会とのかかわりあい、ブタペスト宣言以降重要視されているところであるが、日本はその点の意識が弱い。
- 規程の制定だけでなく、それを実行する仕組み作りが重要である。
- PDCA を回す仕組みづくりが大切。規程を実行する仕組み作りが重要である。

(2) 研究不正防止策について

市川委員より、CITI Japan プロジェクトについての説明があった。これに関して坪井理事より、理研においてもCITIを取り入れる検討が進んでいるが、多様な分野に渡る総合研究所である理研に適合するかは検討する必要があるとの説明があった。

- 理研では導入予定はあるのか。
- 理研でもCITIを取り入れる検討が進んでいる。ただし理研は総合研究所なので全ての分野で導入できるかどうかは要検討。

- 他機関との契約においては、理工系版も本年度中に作成して提供する予定。

(3) その他

報告書に盛り込む必要があると考える事項について、以下のように各委員から提案があった。

- 限られた時間でまとめるには、当事者が「不正であったと認識しているところ」と、当事者が「不正とは考えられなかったこと」の二つを出すことではないか。
- 各センターに自由度の高い権限を与えるのであれば、それにふさわしい自治能力があるかどうかを検証する必要がある。
- 遵守すべき行動規範を個人及び機関がどのように理解しているかを調査し、それを基に提言を行う必要がある。行動規範教育が重要であるという姿勢をどのように示すか、具体的な取組が必要である。
- 論文作成のプロセスについて、提言ができるのではないか。
- 本委員会では、現状でできうる限りの情報を収集し、提言を行う。その提言をもとに、改革を推進するための改革推進委員会を発足させ、継続的に課題に取り組むのが良いのではないか。
- 個人から組織まで各段階の責任を明確化する必要があるのではないか。
- 今回の不正の全容について、調査委員会で取り上げられていない問題を含めて調査・検討する委員会を設置することが必要である。今回の問題が発生するに至った狭義の発生要因の追究・対応と、採用のあり方などといったより一般的な発生要因の解明・対応の双方について検討する必要がある。
- 調査委員会の結論を待って、その結論の検証も含め、本委員会としての提言を行うべきであると考える。
- 理研は任期制職員の比率が高いが、この比率がこのままで良いのかについて検証を行うべきである。また、業績評価がフェアに行われるシステムになっているかどうかについても検証する必要がある。
- 独法のガバナンスとして、現在の制度的にできないこと（社外取締役）を加えるような提言ができるのではないか。研究不正防止に対するモニタリング機能を導入する必要があるのではないか。
- 再発防止のための仕組みだけでは不完全ではないか。共著者としての責任軽視のみならず、組織のトップ層の一人として研究不正防止を担うという責任の軽視があった。

- FFP で定められる研究不正にとどまらず、倫理まで含めた職業的専門に関する不適切行為についても、あるべき姿のメッセージを発信すべきである。
- FFP が懲戒に直結するところから、調査委員会は FFP の有無に絞られた判断しか行わない。それだけでは研究不正防止のためには不十分であると考え。再発防止のためには研究不正が生じたプロセスと原因の究明、不適切な行為を含めた研究不正に関する調査、報告を行うことが必要である。懲戒につながるルートとは別の調査ルートが必要である。
- まずは CDB の自己点検の結果を本委員会において検証する必要がある。

以上